

## 浦戸湾東部流域下水道運転管理業務委託総合評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 浦戸湾東部流域下水道の維持管理に係る業務委託契約について、総合評価方式一般競争入札により契約の候補者を決定する際、技術提案の審査及び評価を中立的かつ公正に行うため、浦戸湾東部流域下水道運転管理業務委託総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1)総合評価方式の実施方針に関すること
- (2)総合評価方式の評価項目、評価基準に関すること
- (3)その他総合評価方式における評価又は審査に必要な事項

3 委員会には、高知県の機関に属する者以外の委員を置き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第4項に規定する学識経験者とする。

### (委員長及び委員)

第2条 委員会は、高知県知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は令和5年度までとする。ただし、委員の再任を妨げない。

3 委員会には委員長を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会)

第3条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、その過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

3 前項の規定にかかわらず、第1条第3項の委員のうち2名以上の出席がなければ、委員会は議決することができない。

### (意見の聴取)

第4条 政令第167条の10の2第4項及び第5項の規定による学識経験者への意見聴取は、委員会の審議をもって代える。

### (秘守義務)

第5条 委員は、技術提案の審査又は評価内容等において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木部公園下水道課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、委員会で定める。

附則 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

## 別表

### 第2条第1項の委員

氏名	所属等
藤原 拓	高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授
山崎 慎一	高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科教授
廣光 良昭	税理士
地方共同法人日本下水道事業団の職員で下水道事業について学識経験を有するもの	
高知県土木部副部長（技術）の職にあるもの	
高知県土木部土木政策課長の職にあるもの	
高知県土木部公園下水道課長の職にあるもの	